

グランシップ自衛消防隊への協力について

静岡県コンベンションアーツセンター消防計画の抜粋 / 第 10 条

第 6 節 主催者等の遵守事項

(防火管理上遵守すべき事項)

第10条 主催者等は、次の事項を遵守し、グランシップが行う防火管理に協力するものとする。

- (1) グランシップ自衛消防隊と相互に協力し、災害時に適切に対応できる体制を整備すること。
特に避難誘導のための避難誘導要員の配置等については、様式に定める防火計画を作成し、事前に防火管理者に届け出ること。
- (2) 関係者全員に対し、公演に先立ち、災害発生時の行動を徹底すること。
- (3) 災害時には、すみやかに防災センターと連絡をとり、グランシップ自衛消防隊と相互に協力して、混乱防止に配慮した避難誘導の活動等を行うこと。
- (4) 大規模地震対策特別措置法(昭和53年法律第73条)による警戒宣言発令時には、館長又はその指名する者の指示に従って公演等を中止し、地震に対する安全措置等を講ずるとともにグランシップの行う対応に協力すること。また、東海地震注意情報発表時には、グランシップ地震対策委員会の決定に従うこと。